

喫煙、裸火の使用を禁止し、又は火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止する場所の指定

平成7年1月1日
滋賀中部地域消防本部告示第2号

改正 平成10年3月23日 本部告示第6号

東近江行政組合火災予防条例（昭和47年中部地域消防組合条例第1号）第23条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、喫煙、裸火の使用を禁止し、又は火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止する場所を平成7年4月1日から次のとおり指定し、同日付をもって、昭和54年中部地域消防組合消防本部告示第3号（喫煙、裸火の使用を禁止し、又は火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止する場所の指定）は、廃止します。

- 1 劇場、映画館、演芸場、屋内に設ける観覧場、公会堂又は集会場の舞台部（舞台並びにこれに接続して設けられた大道具室及び小道具室をいう。）及び客席
- 2 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（売場、又は展示部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの）の売場及び展示部分（喫煙については、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めた喫煙所、及び食堂、喫茶部分を除く。）

付 則（平成10年3月23日本部告示第6号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。